

おだかぐらしプロモーション事業業務委託 仕様書

1 業務名

おだかぐらしプロモーション事業

2 業務目的

本業務は、南相馬市外から小高区への移住・定住を促進するため、「働き方」「暮らし方」の魅力・実情・可能性などの情報を、様々なメディアを活用して発信し、南相馬市小高区の知名度・理解度とイメージ向上を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

4 業務内容

本業務による情報発信のターゲット層は、関東圏の1都3県(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)及び宮城県に居住する若年層である20代～40代をターゲットとする。

業務内容については、小高区の知名度・理解度とイメージ向上を図るため、小高区の情報発信及びこれに係るコンテンツ等の制作にあたり、小高区の魅力・実情・可能性等を表す統一感のあるテーマ及びコンセプトを設定し、次の(1)から(5)の媒体による情報発信を行うこととする。

また、小高区に関するコンテンツ制作等に必要な現地取材については、小高区内にある店舗・施設を取材拠点とするとともに、取材による滞在日数は、20日程度(通算も可)確保すること。なお、小高区に滞在する際には、地域貢献活動を行うものとする。

(1) SNS等のソーシャルメディアによる情報発信

- ・現地取材に基づき、SNS等のソーシャルメディアに掲載する小高区に関するコンテンツを制作し、本業務ターゲットに向けた効果的な情報発信を行うこと。

(例)Facebook、Instagram、Twitter など

(2) ランディングページ及び誘導広告の制作

- ・現地取材に基づき、小高区での「働き方」や「暮らし方」の魅力・実情・可能性などの情報及び移住・定住に関する情報を一元的に閲覧できるランディングページを制作し、民間がサービスを提供するサーバー等を使用して公開すること。

※ランディングページ制作について

- ・SSL/TLSにより通信を暗号化すること。

- ・ Google アナリティクスを活用したアクセス解析ができること。
- ・ 本業務終了後、市が編集・公開・終了できる仕組み（CMS）を構築すること。

- ・ 小高区の知名度向上及び興味関心をひくバナーやインターネット広告を制作し、ランディングページへの誘導広告を実施すること。

(例)Google 広告(ADS)、Yahoo!広告(ADS)、Nativ.media、Jタウンネットなど

(3) ウェブメディアとのタイアップ

- ・ 移住・定住検討者が頻繁に閲覧しているウェブメディアとタイアップし、現地取材に基づき、小高区での「働き方」や「暮らし方」の魅力・実情・可能性などの情報に関する特集記事を掲載すること。

(例)Nativ.media、Jタウンネットなど

(4) 移住関連等雑誌への掲載

- ・ 現地取材に基づき小高区の特集記事を作成し、移住・定住に関連する雑誌や若年層の購読率が高い雑誌(3社以上)へ掲載をすること。

(5) その他手法による情報発信

- ・ 上記(1)から(4)にとらわれないメディア企画、プロモーション、PR企画、ノベルティ制作などによる情報発信の手法を企画し、実施すること。

(例)テレビ番組、ラジオ広告、公共交通機関を活用した広告、PRイベント、地域名物を活用したノベルティ制作など

(6) 効果測定及び評価業務

- ・ 本業務実施前の南相馬市小高区の知名度を調査分析(各種調査結果の活用可)し、本業務実施後における知名度の数値目標値の設定を行うこと。
- ・ 上記(1)～(5)の実績、事業の効果測定、分析状況、今後のプロモーションの方向性等を成果報告書として提出すること。

5 実施計画書及び成果報告書等の提出

事業着手及び事業完了後に、以下の書類を提出する。

(1) 実施計画書等

受注者は、本業務の目的・趣旨を把握した上で、次の事項について業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- ①業務概要
- ②実施方針
- ③業務工程(スケジュール)
- ④業務体制
- ⑤その他、本業務の履行に必要な事項

(2) 成果報告書等の提出

実施したプロモーションの内容について、成果報告書等として以下のものを提出すること。

- ①成果報告書(A4版カラー) 2部
- ②ランディングページ(形式:html)
- ③バナー(形式:png / jpeg)
- ④インターネット広告(形式:png / jpeg)
- ⑤電子記録媒体(形式:docx / xlsx / pdf 等) 一式

6 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

7 著作権等

ウェブ広告に伴う画像やバナー、映像等の著作権は市に帰属するものとする。
また、成果品は市が作成するホームページや各種情報媒体、行事やイベント等で随時自由に使用、複製ができるものとする。

8 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

9 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者(協力会社含まず。以下同様)への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

10 関連先との調整

- (1) 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等(例:許認可権者、権利者等)との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

11 他業務との連携

本業務実施にあたり、市が実施している次の3つの業務との連携について、市と協議すること。

- (1) 南相馬市移住促進動画制作業務(南相馬市役所移住定住課)

(2) 地域の魅力訴求コンテンツ調査業務(小高区役所地域振興課)

(3) 地域の魅力体験ツアー実施業務(小高区役所地域振興課)

1.2 その他

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。

(3) 業務について、受託者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受託者と市で協議してその取扱いを定めるものとする。

(5) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱記事項」を遵守すること。受託者が取得した個人情報は、市が所有することとする。

(6) 成果物の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利は、市に属するものとする。

(7) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で修正、補償等を行うものとする。

(8) 本業務を実施するにあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うものとする。

(9) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

(10) 業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じた上で実施すること。